

主任技術者の専任要件の緩和措置について

平成 25 年 10 月
平成 28 年 9 月一部改正
亘理町企画財政課

公共工事に配置する技術者については、建設工事の適正な施工を確保するため、請負代金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上のものについては、現場ごとに専任を必要としているが、亘理町では、東日本大震災からの一日も早い復旧・復興の実現を目指し、下記のとおり緩和措置を実施する。

1 緩和措置の内容

請負代金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上に置く主任技術者については、工事現場の相互の間隔が10km程度の場合は兼務可能とする。

2 「工事現場の相互の間隔が10km程度」について

自動車で行き来可能な経路で工事区間相互を連絡する10km程度とする。

3 兼務対象とする工事

国・県・市町村等が発注する工事を対象とする。ただし、本運用の適用日より前に契約締結した工事同士の兼務は不可とする。

4 主任技術者の兼務届出書

契約時に工事担当課に提出すること。なお、様式は任意とする。

5 その他

(1) 下請負人の取扱い

本運用は、直接元請負人に限らず下請負人にも適用できるものとする。

(2) 監理技術者との関係

本運用は、専任の主任技術者に対する取扱いであり、専任の監理技術者については兼務の対象外とする。

(3) 営業所における専任の技術者との関係

本運用は、工事間の専任の主任技術者に対する取扱いであり、営業所における専任の技術者については従前のとおりとする。

6 本運用の適用時期

平成25年10月10日以降に入札公告又は指名通知する工事案件から適用する。

※平成28年6月1日の法改正により請負代金額が変更となりました。このため、平成28年6月1日以前に契約した工事については、発注者（事業担当課）と受注者が協議のうえ決定することといたします。